

4種混合ワクチン接種についての説明書
(DPT-IPV：ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)

4種混合ワクチンの予防接種は、法律に基づいて受ける定期接種です。この説明書をよく読んで理解し、十分に医師から説明を受けたうえで予防接種を受けてください。

【接種対象者】

接種時点で大阪市の住民である生後2か月～90か月に至るまで（7歳6か月の前日まで）

【標準的な接種時期及び回数】

1回0.5mLを皮下に注射します。

初回接種：20日以上（標準的には56日まで）の間隔をあけて3回

追加接種：初回接種終了後、6か月以上（標準的には12か月から18か月）の間隔をあけて1回

1 予防する病気

(1) ジフテリア

ノドについてのジフテリア菌が増えて、高熱（38度以上）と犬の遠吠えのようなせきが出るのが特徴です。重症になると呼吸困難や神経麻痺、心筋症をおこし、命をおとすこともあります。

(2) 百日せき

百日せき菌の飛沫感染でおこり、連続したせきが長く続き、急に息を吸い込むので笛を吹くような音をともなう呼吸困難、チアノーゼ、けいれん等が起こる病気です。乳児では無呼吸状態や肺炎や脳症などの重い合併症になることがあります。

(3) 破傷風

傷口等から破傷風菌が体に侵入し、菌が出す毒素は神経麻痺、筋肉の激しいけいれんや呼吸困難などをおこします。顔の筋肉が硬直して引きつったような表情になり、口が開かなくなることが特徴です。重症になると強いけいれんで呼吸ができなくなります。

(4) ポリオ[急性灰白髄炎]

ポリオウイルスによって四肢に麻痺をおこす病気です。ヒトの便中に排泄されたウイルスが他のヒトの口から入り、咽頭または腸から吸収されて感染します。日本では自然感染による患者発生はありませんが、一部の国では今でもポリオの流行があり、いつ国内に入ってくるかわからないのでワクチン接種は欠かせません。

2 ワクチンの有効性

ジフテリア、百日せき、破傷風及びポリオ（1型・2型・3型）について、発症防御レベル以上の抗体産生を誘導し、発症を予防します。

3 ワクチンの副反応

主な接種部位の副反応として、注射部位紅斑、注射部位硬結、注射部位腫脹などがあり、注射部位以外の副反応として発熱、気分変化、下痢、鼻水、せき、発しん、食欲減退、咽頭発赤、嘔吐などがあります。極めてまれに、ショック、アナフィラキシー様症状（接種後30分以内に出現する呼吸困難や重いアレルギー反応のこと）、血小板減少性紫斑病、脳症、けいれんなどがみとめられます。

4 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

気にかかることやわからないことがあれば、予防接種をうける前に担当の医師に質問しましょう。予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。保護者が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ア 明らかに発熱している方（通常は37.5℃以上の場合）
- イ 重い急性疾患にかかっている方
- ウ このワクチンの成分によってアナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）をおこしたことがある方
- エ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

(3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障がいなどの基礎疾患のある方
- イ 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた方
- ウ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- エ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- オ このワクチンに対してアレルギーをおこすおそれのある方

(4) 接種を受けた後の注意事項

- ア 接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがありますので、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- イ 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ウ 接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- エ このワクチンの接種後に違う種類のワクチンを接種する場合、接種間隔をあける必要はありません。また、このワクチンは他のワクチンとの同時接種が可能です。同時接種を希望する場合は医師にご相談ください。
- オ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- カ 接種当日は激しい運動はさけてください。

5 予防接種健康被害救済制度

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になった、あるいは生活に支障をきたすような障害が残ったなど、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。お住まいの区の保健福祉センターにご連絡ください。国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

大阪市保健所・各区保健福祉センター